

千代田区交通バリアフリー基本構想の概要

～だれもが安全で快適に移動できるまちを目指して～

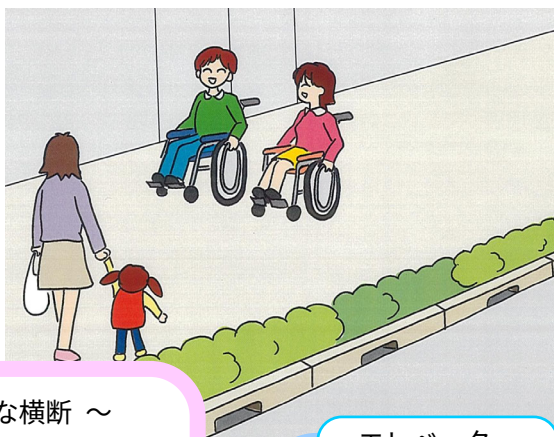
千代田区では、高齢者や身体障害者を含むすべての方々が、安全で快適な自立した社会生活を営むことのできるまちの実現をめざして、鉄道駅や道路などバリアフリー化を目的に「千代田区交通バリアフリー基本構想」を策定しました。

本区は、首都東京の中心に位置し、皇居、霞ヶ関・永田町の官庁街、丸の内のオフィス街、秋葉原の電気街、神保町の古書店街などがあり、日本の政治・経済・文化の中枢を担っています。そのため、本区は、約4万人の区民が生活しているほか、就労・就学する人々や買い物客、国の内外からビジネスや観光に訪れる人々などで昼間人口が約100万人のまちとなっています。

このような状況を踏まえ、千代田区は、区内全域を対象に国や東京都及び鉄道事業者と連携し、首都東京の新しいまちづくりの重要な課題であるバリアフリー化事業を積極的に進めていきます。

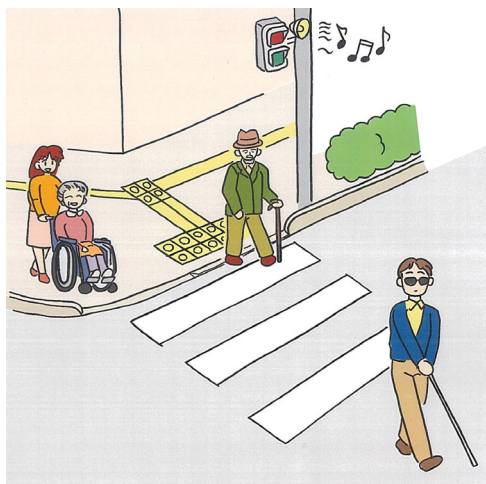
歩 道

～ 幅が広く段差のない歩道 ～



交 差 点

～ 音や音声の誘導で安全な横断 ～



エレベーター

～ ホームから地上へ快適な移動 ～



基本構想に関する問い合わせは…

東京都千代田区九段南1丁目6番11号 〒102-8688

千代田区 環境土木部 道路公園課

TEL 03 (5211) 4241 / FAX 03 (3264) 8956

1. バリアフリーの基本的な考え方

千代田区では、バリアフリー整備計画の目標達成年次を平成23年（2011）とし、駅と公共施設等を結ぶ道路のバリアフリー整備を以下の基本的な考え方に基づき推進します。

1. だれもが安心、安全に歩ける歩行空間にバリアフリー化します。

- ①だれもが安心して歩けるように、歩道などの段差や急な勾配などを解消します。
- ②だれもが公共交通機関を利用しやすくするために、鉄道駅構内の通路を円滑に移動できるよう、施設のバリアフリー化を行います。
- ③だれもが安全に歩けるように、道路標識の設置や信号機の改良などを行います。
- ④行政と住民が協力し、歩行の妨げとなる放置自転車や看板などがなくなるようにします。

2. だれもが快適に、楽しみながら歩ける歩行空間を目指します。

- ①電線類の地中化により歩行空間を確保するとともに、良好な都市景観づくりを行います。
- ②道路の緑化や透水性舗装・保水性舗装の整備により、快適な道路環境づくりを行います。
- ③広幅員の歩道や隣接するオープンスペースを活用して休憩できる場所を配置します。
- ④公園、広場、歴史・文化的資源等を結ぶルートを設定し、案内を充実して寄り道のできる歩行空間とします。

3. 人と人のふれあいがある継続的なバリアフリー化を目指します。

- ①住民、行政担当者、交通事業者等がワークショップなどで協力し、計画づくりを行うことにより、バリアフリー化に対する意識や能力の向上を図ります。
- ②バリアフリー化に対する高い意識を持つ人々の参加・交流による継続的なバリアフリー化が推進されるようにします。

4. どこにでも行けるようにバリアフリー歩行空間をネットワーク化します。

- ①どこにでも行きたいところに自由に行けるように、区全体をバリアフリー化された歩行空間のネットワークで結びます。
- ②道路と鉄道駅や区の施設などの周辺の建物、公園や公開空地などのオープンスペースの間の段差や障害物を取り除きます。

5. 関係機関等と連携し、バリアフリー化の早期実現を目指します。

- ①道路管理者、交通管理者、交通事業者、住民等と協働で事業計画を策定し、計画を共有することにより、一体的かつ速やかな計画の実現を目指します。
- ②明確な目標期間を設定し、事業を進めます。
- ③現況を有効に活かした最適な整備を迅速に行います。

2. 重点整備地区(エリア区分図)

区では、皇居及び皇居周辺を除く、区の全域を重点整備地区に指定しました。また、効率的な計画の策定と事業の推進を図るため9エリアに区分し、エリアごとに事業化の方針を定め、エリア別構想をまとめました。

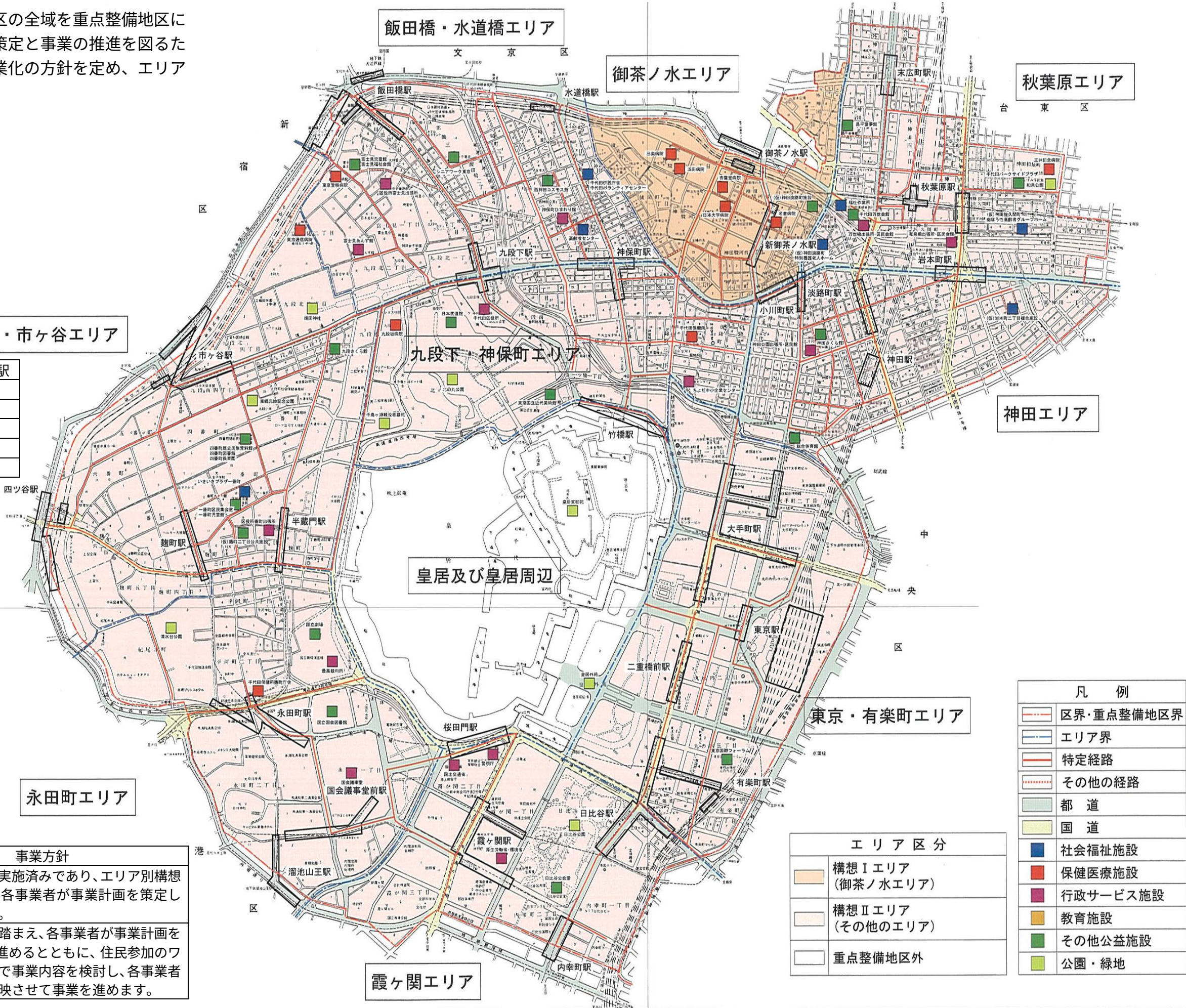
区内の鉄道駅

事業者名	駅数	1ルート確保された駅
J R 東日本	9	4
J R 東海	1	1
営団地下鉄	22	3
都営地下鉄	8	3
計	40	11

区内の道路

管理者名	管理延長	備考
国 道	9.3km	昭和通り、日比谷通り、青山通り他
都 道	26.3km	靖国通り、目白通り、外堀通り他
区 道	131.0km	神田警察通り、専大通り、日本テレビ通り、プリンス通り他
計	166.5km	

構想	対象エリア	事業方針
構想Ⅰ	御茶ノ水エリア	ワークショップ実施済みであり、エリア別構想の内容に基づき各事業者が事業計画を策定し事業を進めます。
構想Ⅱ	その他の8エリア	エリア別構想を踏まえ、各事業者が事業計画を策定し、事業を進めるとともに、住民参加のワークショップ等で事業内容を検討し、各事業者が事業計画に反映させて事業を進めます。



3. アクションプログラム

(1) 鉄道駅のバリアフリー化

各鉄道事業者は、この基本構想に即した事業計画を作成し、駅のホームから改札口、改札口から道路までを結ぶバリアフリー化された経路を1経路以上確保するとともに、駅構内の施設・設備が歩行経路と一体的に利用できるようバリアフリー化を進めます。

- 階高差の大きい段差には、ホーム毎にエレベーター、エスカレーター、スロープ等でバリアフリー化されたルートを経路を1ルート以上確保します。
- 道路管理者等との連携を図り、道路の歩道まで連続したバリアフリー化されたルートを確認します。
- トイレは、手すりや洋式便器の設置の他、体の不自由な方や小さなお子様連れなどに配慮した多機能トイレの設置を進めます。
- 改札口では、車いすやベビーカーなどの利用しやすい広い通路を持つ改札機を最低1ヶ所設けます。

駅では…

エレベーターやスロープでバリアフリー化されたルートを確認するとともに、一体として利用されるトイレ等の施設や券売機等の設備のバリアフリー化を行います。

■道路と段差のない出入口



■視覚障害者誘導用ブロックとスロープ



■ホームから改札までのエレベーター



■多機能トイレ



■低床型バスと乗りやすい歩道



■わかりやすい案内標識



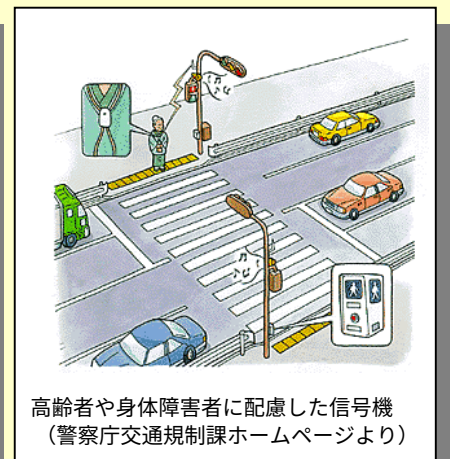
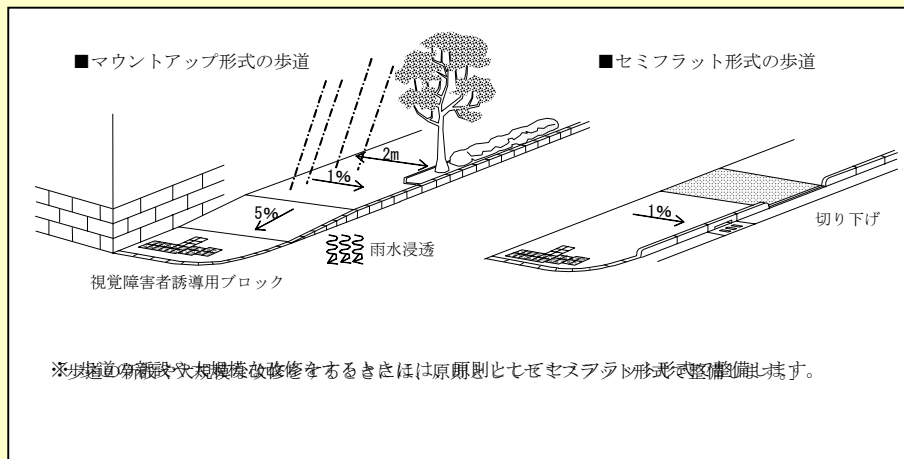
道路では…

歩きやすい舗装、バスに乗りやすい歩道の高さ、わかりやすい案内標識の設置などを行います。

(2) 道路のバリアフリー化

各道路管理者は、この基本構想に即した事業計画を作成し、駅の出入口から公共施設等までの歩行経路のバリアフリー化を進めます。

- ☐ 必要に応じて道路の線形を見直すなどして原則として 2m以上の有効幅員の歩道を確保します。
- ☐ 横断勾配は 1%を、縦断勾配は 5%以下を目標に、勾配の緩和、段差の解消に努めます。
- ☐ 適切な箇所に視覚障害者誘導用ブロックを連続的に設置します。
- ☐ 歩道の新設や大規模な改修では、透水性舗装や保水性舗装を採用し、歩きやすくします。



(3) 交通安全事業

都公安委員会は、この基本構想に即して事業計画を作成し、駅の出入口から公共施設までの歩行経路上の信号機などのバリアフリー化を進めます。

- ☐ 視覚障害者のための音声・音響機能や、高齢者や車いす使用者のための歩行用青時間延長機能を持つ信号機を整備します。
- ☐ 見やすく、わかりやすい道路標識や道路標示の高輝度化等を図ります。
- ☐ 違法駐車行為防止のための広報・啓発活動等を実施します。

(4) その他の事業のバリアフリー化

駅前広場、通路等一般交通の用に供する施設についても必要な措置について区が道路管理者、公共交通事業者、交通管理者と連携してバリアフリー化を進めます。

4. 基本構想の実現に向けて

基本構想の実現を図るため、以下の点に留意して事業を推進します。

1. 市民参画により、利用者の意見を反映した計画の推進を図ります。
2. 国、東京都、隣接区との緊密な連携により事業の推進を図ります。
3. 各管理者、交通事業者がそれぞれの責務を遂行します。
4. 沿道建築物のバリアフリー化を促進します。
5. モビリティの充実を図ります。